

性能評価申請の手引き

～ホルムアルデヒド発散建築材料編～

〇はじめに

「建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案」により、2025年1月1日より性能評価手数料が改正されました。改正省令料金の詳細は p.7 をご参照下さい。

また、当センターでは、お客様の利便性向上、環境保全及び性能評価書の早期発行を目的として、基幹システム「IROHA」による性能評価書の電子化及び電子発行に移行しています。(詳細は p.6 をご参照下さい。)

【対象材料】

ホルムアルデヒド発散建築材料：

第2種ホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆相当

第3種ホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆相当

令第20条の7第4項に該当する建築材料：F☆☆☆☆相当

一般財団法人建材試験センター
性能評価本部 性能評定課

2025年1月版

建築基準法に基づく性能評価について

当センターでは、建築基準法に基づいて国土交通大臣が行う「構造方法等の認定」に必要な「性能評価」を行います。性能評価は、建築物に用いられる構造方法や建築材料について、当センターが制定した「性能評価業務方法書」に基づいて実施し、試験結果等により所定の性能を有することを評価します。

○建材試験センターの特色

・標準処理期間の設定

当センターでは性能評価を行う「標準処理期間」を設定し、性能評価に要する期間を明確にするほか、性能評価が円滑に実施されるよう、迅速に対応いたします。

性能評価書の発行は性能評価試験に合格した後、通常2ヶ月以内を予定しております。なお、特殊な案件はこれより1ヶ月程度長くかかります。

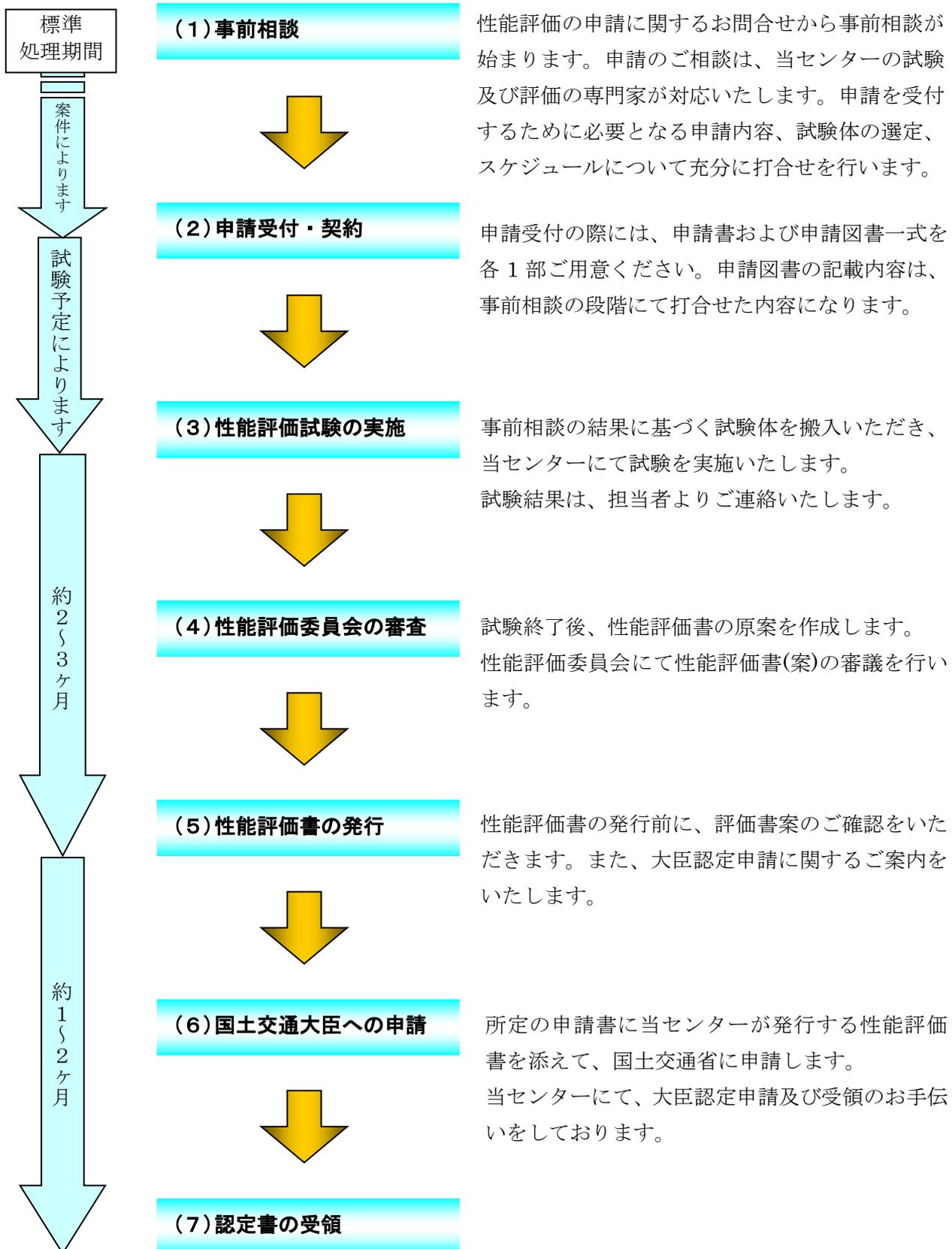
・大臣認定申請のお手伝い

性能評価書が発行された後、国土交通大臣への認定申請が必要になります。当センターでは大臣認定申請に関するお手伝いを行っております。

○新たな試験の実施を要しない性能評価

大臣認定書を取得した案件のうち、過去の性能評価に係る試験結果に基づく性能評価(新たな試験の実施を要しない性能評価)も対応しております。

事前相談から大臣認定書取得までの流れ



事前相談から大臣認定書取得までの各ステップについて

(1) 事前相談

性能評価についてのご相談は、当センター性能評価本部性能評定課までご連絡ください。お問合せの内容に応じて、当センターの試験及び評価の専門家が申請のご相談を承ります。

※当センターでは、日本語のみで対応しております。

申請目的に応じて、性能評価申請図書の記載例を用意しております。記載例に倣い、申請図書の準備をお願いします。

事前相談では、①申請仕様(=申請される内容)の確定、②申請仕様を評価するための試験体の選定及び選定理由、③試験実施時期、試験体の製作等、④スケジュールを中心に、申請に必要な事項についてお打合せを致します。ただし、新たな試験の実施を要しない性能評価に関する相談では、試験体の製作にかかる打合せが不要になります。

事前相談では、実際に申請される案件を担当する案件担当チームを選出し、案件担当チームにて性能評価書の発行まで案件を担当致します。

※当センターを含む性能評価機関が、性能評価の結果を約束するようなコンサルタント行為をすることは建築基準法令の規定により、禁止されています。

○関連情報

建築基準法に基づくシックハウス対策の詳細は、国土交通省 HP を参照してください。
建築基準法に基づくシックハウス対策について(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000043.html

(2)申請受付・契約

事前相談が終了したものにつきまして、性能評価業務約款に基づき正式に申請受理手続きを実施します。案件担当者から基幹システム「IROHA」の依頼手続きについてご案内させていただきます。

○性能評価申請される仕様について

過去に実施した試験で不合格になったことのある仕様については、建築基準法で要求されている性能を満足しない恐れがあります。当センターで実施した試験でなくとも、公的な試験機関で実施した試験で不合格となった仕様について、性能評価の申請をお受けすることはできませんのでご注意ください。

○性能評価手数料について

性能評価手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3第3項に定められた定額料金となります。消費税は消費税法により非課税扱いで、この金額には申請に基づいて行う性能評価試験の料金も含まれます。なお、新たな試験の実施を要しない性能評価については、別途料金となります(P7料金表を参照ください)。

性能評価料金は所定の口座まで、すみやかにお支払いをお願い致します。経理処理上の手続きについてご相談がある場合には、性能評定課までお申し出下さい。

なお、当センターに3年以内の申請・依頼実績がない場合、性能評価手数料については、原則、申請受付時に請求させていただき、入金確認後の着手となります。

○契約事項の変更手続きについて

性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合には、所定の「変更願書」にて変更手続きをお願いします。書類は、窓口にて配布するほか、ホームページに掲載しております。

変更願書が必要になる場合は、次のような場合が該当します。ご不明な場合は担当までご連絡ください。

- ① 性能評価の申請責任者に変更が生じた場合
- ② 性能評価の連絡担当者に変更が生じた場合
- ③ 業務期日(通常は性能評価の受付日より6ヶ月間)を延長する場合

○性能評価の取り下げ手続きについて

性能評価申請を取り下げる際には、所定の「取り下げ届」を提出して下さい。契約解除手続きは、当センターが定める性能評価業務約款によります。

性能評価試験に不合格の場合は、手続きに必要な書類をご案内致しますので、お手続きをお願い致します。なお、試験の実施に要した費用に関しては、試験所から別途ご請求致します。原則として、請求後1ヶ月以内にお支払い願います。

(3) 性能評価試験の実施

性能評価および性能評価のための試験は、当センター制定の「ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書」に基づいて実施します。

※業務方法書は、窓口にて配布しているほか、当センターホームページに掲載しております。

試験は、事前相談にて打合せした結果に基づき、当センター中央試験所(埼玉県草加市)にて行います。試験の実施結果につきましては、当センター担当者より速やかにご連絡いたします。

- ① 試験体の作製、形状・数量、搬入・返却等につきましては、試験所の担当者に確認の上、対応願います。
- ② 試験体の作製、搬入、返却等の費用につきましては、申請者にご負担いただきます。

(4) 性能評価委員会の審査

性能評価試験に合格した後、性能評価委員会にて案件の審査を行います。性能評価委員会は、性能評価試験の結果に基づいて作成された性能評価書(案)に基づき、当センターの空気環境性能評価委員会にて審査いたします。

最新の委員会開催日、委員構成につきましては、当センター担当者にご確認ください。

委員会での審査により、業務方法書に適合と判断されたものにつきまして、次のステップに進みます。委員会の審査結果につきましては、当センター担当者より速やかにお知らせいたします。

○性能評価書の発行までの標準期間について

性能評価書は、性能評価試験に合格後、通常は2ヶ月以内の発行を予定しております。なお、特殊な案件はこれより1ヶ月程度多くかかります。性能評価の進捗状況につきましては、担当までお問い合わせください。

(5) 性能評価書の発行

受領用性能評価書については、国土交通省による認定審査によって別添以降に追加・変更等が生じる可能性があることから、大臣認定書受領後に交付させて頂いております。しかし、構造方法等の認定申請に要する期間があることで、性能評価書の発行日と交付日にタイムラグが生じておりました。このタイムラグにより、経理処理等に支障をきたすケースが散見されたことから、性能評価書の発行日に性能評価書の表紙を交付させて頂く手順に変更させていただきます。

また、性能評価書表紙の交付に並行して、案件担当者から「構造方法等の認定申請のご案内」についてご連絡します。

また、性能評価書の発行と前後して、性能評定課の担当者から「構造方法等の認定申請のご案内」についてご連絡します。

(6) 国土交通大臣への申請

○国土交通大臣の認定について

建築基準法第 68 条の 25 に規定される「構造方法の認定」を取得するためには、当センターにて発行する性能評価書をもって、国土交通大臣宛に「構造方法等の認定申請」を行う必要があります。国土交通省の受付窓口は、住宅局建築指導課になります。

国土交通省 HP では、建築物の構造方法等の認定申請に関する情報がご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

○認定申請の手続きについて

大臣認定申請は、建築基準法施行規則別記第 50 号の 11 様式による「構造方法等の認定申請書」に、性能評価書を添えて提出します。なお、法定申請手数料として 20,000 円(非課税)(建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 1 号ただし書き)が必要になります。こちらについては当センターから事務手数料(11,000 円(税込み))と合わせて別途、請求させていただきます。

また、性能評価書の内容により、複数の構造名が生じる(構造名の分割が生じる)場合は、1 構造名につき 2,750 円(税込み)が発生致します。

国土交通大臣の認定申請につきましては、ご希望に応じて性能評定課にて申請のお手伝いを実施しております。性能評価書の発行前に、性能評定課の担当者にてご案内します。

【構造方法等の認定申請に必要な書類】

- ・ 申込書
- ・ 構造方法等の認定申請書
- ・ 委任状(性能評価 1 案件につき 1 部)

○受領用性能評価書の発行について

お手元の控えとして性能評価書が必要な場合は、別途、受領用性能評価書の発行をお申し込み下さい。性能評価書は、基幹システム「IROHA」により電子発行させていただきます。その際の発行手数料につきましては、一律 27,500 円(税込み)となります。

また、電子発行した性能評価書の他に、紙面による性能評価書(押印あり)を希望される場合は、1 部 11,000 円(税込み)になりますが、引き続き紙面による性能評価書を発行させていただきます。

(7) 認定書の受領(国土交通省発行)

国土交通省では、申請された資料に基づき、認定のための審査が行なわれます。大臣認定申請から認定書交付までの期間は案件にもよりますが、概ね 1~2 ヶ月程度を要します。

当センターにて認定申請のお手伝いをさせて頂いた場合は、認定書を受領次第、速やかに認定書を送付いたします。

国土交通省 HP において、構造方法等の認定(認定一覧、認定番号等)に関する情報がご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

性能評価の対象項目

種類	建築基準法の根拠条文	性能評価の対象項目
ホルムアルデヒド 発散建築材料	令第 20 条の 7 第 2 項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆相当) 0.020 mg/m ³ h < 発散量 ≤ 0.120 mg/m ³ h
	令第 20 条の 7 第 3 項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆相当) 0.005 mg/m ³ h < 発散量 ≤ 0.020 mg/m ³ h
	令第 20 条の 7 第 4 項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆相当) 発散量 ≤ 0.005 mg/m ³ h

※ 令: 建築基準法施行令

性能評価の手数料の額

建築基準法施行規則 第 11 条の 2 の 3 による

種類	構造・材料等	評価部位	性能等	手数料の額	
ホルムアルデ ヒド発散	第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料	居室内装	F☆☆相当	660,000	※
	第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆☆相当		
	令第 20 条の 7 第 4 項に該当する建築材料		F☆☆☆☆相当		

※新たな試験の実施を要さない性能評価は 33 万円になります。

認定申請手数料及び事務手数料等

- ・認定申請手数料 構造方法等の認定申請 1 件につき 20,000 円(非課税)
- ・事務手数料 構造方法等の認定申請 1 件につき 11,000 円(税込み)
- ・分割別添作成代 1 構造名につき 2,750 円(税込み)
- ・受領用性能評価書の発行手数料 27,500 円(税込み)
- ・紙面による受領用性能評価書(押印あり)の発行手数料 1 部 11,000 円(税込み)

Information～お問合せ先～

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5-21-20 中央試験所内

TEL:048-935-9001 FAX:048-931-8324



最寄り駅から: 東武スカイツリーライン草加駅又は獨協大学前駅からタクシーで約 10 分
獨協大学前駅から八潮団地行きバスで約 10 分南青柳下車徒歩 10 分
草加駅から稲荷 5 丁目行きバスで約 10 分 稲荷五丁目下車徒歩 3 分

高速道路から: 常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10 分
東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を三郷方面へ進み、草加産業道路
交差点を進む